

大分県地域密着型サービス外部評価調査員養成等研修機関指定事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、大分県地域密着型サービス等外部評価機関選定要領（以下「選定要領」という。）別紙6に規定するもののほか、研修機関の指定手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 指定研修機関の指定手続等

（1）指定研修機関の指定（以下「指定」という。）を受けようとする法人は、外部評価研修機関指定申請書（様式1）に掲げる書類を添付して知事に申請するものとする。

- ① 選定要領 別紙6 5（2）① に定める規程
- ② 申請者の定款、寄附行為及びその登記事項証明書等
- ③ 申請者の前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- ④ 申請者の当該年度の事業計画書、収支予算書
- ⑤ その他必要と認める書類等

（2）知事は、申請内容を審査し、指定研修機関として適当と認められる場合は、外部評価研修機関指定通知書（様式2）により通知を行うとともに各外部評価機関に周知する。

3 研修の実施等

指定研修機関は、外部評価機関又は新たに外部評価機関の選定を受けようとする法人からの依頼に基づき研修を実施する。

研修に要する費用は、前記に掲げる法人が指定研修機関に直接支払う。

4 変更及び廃止の届出

指定研修機関は、指定を受けた後に、2（1）①②の内容に変更があった場合は、速やかに外部評価指定研修機関変更届出書（様式3）に必要書類を添付して知事に届け出るものとする。

指定研修機関は指定を受けた後に研修事業を廃止しようとするときは、あらかじめ、外部評価指定研修機関廃止届出書（様式4）により廃止の理由を付して知事に届け出るものとする。

5 指定の取消

知事は、指定研修機関が、次のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- （1）不正な手段により指定を受けたとき。
- （2）知事が、研修事務の適正な実施の確保のために、指定研修機関に対し行う必要な指示に反したとき。

(3) 選定要領 別紙6 5 (1) に定める指定研修機関の指定に係る要件を満たすことができなくなると認められるとき。

知事が、前記の指定の取り消しを行った場合は、外部評価指定研修機関取消通知書(様式5)により通知する。

6 修了証の交付等

指定研修機関は、修了すべき課程のすべてを修了した者に修了証書を交付するとともに、研修修了者名簿を作成し、管理するものとする。

指定研修機関は、知事に対し、研修終了後、速やかに次に掲げる事項を記載した修了者名簿を提出しなければならない。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 研修の受講開始年月日及び修了年月日
- ④ 研修の種別

7 実績報告

指定研修機関は、知事に対し、当該年度の事業終了後30日以内に外部評価研修実績報告書(様式6)及びそれに係る添付書類を提出しなければならない。

8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月4日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。